

岡山市条例第11号

地方独立行政法人岡山市立総合医療センターに職員を引継ぐ岡山市の内部組織を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)第59条第2項の規定に基づき、地方独立行政法人岡山市立総合医療センター(以下「法人」という。)の成立の日にその職員となるべき本市の職員に係る内部組織を定めるものとする。

(職員の引継ぎ)

第2条 法第59条第2項に規定する条例で定める本市の内部組織は、岡山市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(平成24年市条例第72号)附則第2項に規定する総合病院岡山市立市民病院及び岡山市立せのお病院とする。

附 則

この条例は、法人の成立の日から施行する。